

令和4年度鳴門市保育施設等利用者負担額（保育料）表

※この表は、保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業の利用者に適用されます。

階層区分	定義	月額保育料（単位：円）			
		3号認定		2号認定	
		0・1・2歳児		3・4・5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯	0	0	0	0
B2	市民税均等割のみ課税世帯	14,500 (6,750)	13,500 (6,250)	0	0
B3	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500 (9,000)	18,000 (8,500)	0	0
B4	市民税所得割課税額 58,900円未満	24,000 (9,000)	22,500 (8,500)	0	0
C	市民税所得割額 77,600円未満	27,000 (9,000)	25,500 (8,500)	0	0
D1	市民税所得割課税額 97,000円未満	29,000	27,500	0	0
D2	市民税所得割課税額 114,100円未満	34,000	32,000	0	0
D3	市民税所得割課税額 131,200円未満	38,000	36,000	0	0
D4	市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500	42,000	0	0
D5	市民税所得割課税額 181,800円未満	52,000	49,000	0	0
D6	市民税所得割課税額 301,000円未満	57,000	54,000	0	0
D7	市民税所得割課税額 301,000円以上	60,400	57,000	0	0

- 児童の年齢は、令和4年4月1日を基準とします。（年度途中からの利用児童についても同じです。）
- 2人以上子どもを養育している世帯は、第2子以降の利用者負担額を無料とします。（年度ごとに申請書の提出が必要です。）
- B又はC階層と認定された世帯のうち、ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯については、（ ）内の利用者負担額とします。
- 税額控除については、調整控除を除き、反映しません。
- 指定都市で課税されている方は、指定都市以外で課税されたものとみなして利用者負担額を算定します。